平成２８年（フ）第５２４０号
大阪市平野区喜連西２丁目２番１―704号
債務者　芦田　友香
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６５号
大阪府門真市柳田町33番６―203号
債務者　渡辺　久光
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７０号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目15番19号
債務者　中倉　千恵
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７２号
大阪市北区扇町２丁目３番１―608号、前住所大阪府大東市新田本町９番19号カサグランディ鴻池５－Ａ
債務者　平井三千代
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７４号
大阪府寝屋川市御幸東町21番１号
債務者　張　　恵子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７号
島根県出雲市湖陵町三部923番地１ヴィアソーレ光Ｂ―106
債務者　藤田　憲二
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第８４号
島根県出雲市湖陵町三部923番地１　ヴィアソーレ光Ｂ―106
債務者　藤田恵美子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１０２号
福岡県築上郡上毛町大字上唐原2009番地１
債務者　楠本　由紀（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４０９号
静岡県御殿場市御殿場531番地の２　御殿場団地Ａ３　233
債務者　福原　一美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
静岡県御殿場市川島田826番地の１　サンハイツ芹沢103
債務者　塩谷　隆公
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０８号
愛知県春日井市中央台４丁目１番地３　223号棟101号室、従前の住所愛知県春日井市高森台９丁目２番地　115号棟305号室
債務者　津坂　典子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３８３号
名古屋市中村区稲葉地町３丁目22番地　秋田マンション305号、従前の住所三重県多気郡大台町弥起井348番地１
債務者　小森久実子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３４号
名古屋市緑区小坂２丁目701番地　宝マンション滝ノ水第７　Ａ棟615号
債務者　佐藤　雅緒
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５８１号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川705号
債務者　Ｐｕｂｌｉｃ　Ｈｏｕｓｅ　Ｔｈｅ　Ｓｗｉｎｇ　Ｇａｎｇｓこと　梅元公一朗
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７６０号
愛知県尾張旭市渋川町３丁目13番地６　メゾンコスモス103号
債務者　島田　淳子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７８号
愛知県知多市つつじが丘４丁目24番地の４　コーポ栄206
債務者　一ノ渡佳奈
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５９６号
名古屋市熱田区波寄町６番20号　カンテ金山107号
債務者　富永　伸郎
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部